

下川町認定こども園

1 下川町認定こども園「こどものもり」

就学前の児童が入園できます。ただし、3歳未満児については保育に欠ける理由がある方のみ入園できます。

開設時間：午前7時30分から午後6時30分まで。

(認定区分等により預かり時間は異なります。日曜、祝祭日、年末年始を除く)

利用者負担額：入園児童の認定区分と年齢、世帯員の所得割・均等割に応じて異なります。【別表】

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	1号(3歳以上児)
第1階層	生活保護世帯等	0円
第2階層	市町村民税額が非課税の世帯	1,200円
第3階層	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
第4階層		77,101円以上～211,200円以下
第5階層		211,201円以上
		10,200円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3号(3歳未満児)		2号(3歳以上児)	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税額が非課税の世帯	2,100円	3,600円	1,400円	2,400円
第3階層	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	4,600円	7,800円	3,900円
第4階層		48,600円以上～97,000円未満	7,200円	12,000円	6,400円
第5階層		97,000円以上～169,000円未満	10,600円	17,800円	9,900円
第6階層		169,000円以上～301,000円未満	14,600円	24,400円	13,900円
第7階層		301,000円以上～397,000円未満	19,200円	32,000円	18,400円
第8階層		397,000円以上	24,900円	41,600円	24,200円

※お子さんが2人以上いる世帯やひとり親世帯等、在宅障がい者(児)のいる世帯、その他要保護世帯等は階層区分によっては利用者負担額が免除又は減額される場合があります。(階層区分によって減免の計算方法が異なります。)

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦(寡夫)控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。みなし適用には申請が必要です。

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」 TEL・IP4-2413

2 一時保育

下川町認定こども園「こどものもり」では、入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難となるお子さんを緊急及び一時的にお預かりしています。

利用できる年齢：満1歳から就学前のお子さん

利用時間：月曜日から土曜日 午前8時から午後4時まで

(ただし、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始はお休みです)

利用回数：週3日以内で、月10日以内の町長が認める日数が利用できます。

保育料：3歳未満児 4時間以内600円 1時間増す毎に100円

3歳以上児 4時間以内500円 1時間増す毎に100円

申し込み：事前に下川町認定こども園に申込書を提出してください。

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」 TEL・IP4-2413





入所式

運動会



稲刈り

節分



発表会

修了式

